○大田原市公金の保管及び運用に関する基準

令和７年12月26日

大田原市公金の保管及び運用に関する基準

（趣旨）

第１条　この基準は、公金の保管及び運用に関し安全性、流動性及び効率性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

（公金の種類）

第２条　この基準の対象とする公金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金及び一時借入金とする。

（資金計画の策定）

第３条　会計管理者は、各課等の毎月の収入及び支出の予定を把握し、資金計画を作成するものとする。

（歳計現金及び歳入歳出外現金の保管及び運用）

第４条　歳計現金及び歳入歳出外現金は、指定金融機関の普通預金、当座預金又は決済用預金により保管し、及び運用するものとする。

２　支払に支障のない余裕資金については、次条第１項第１号に掲げる金融機関の定期預金又は同項第２号に掲げる債券により運用することができる。

（基金の保管及び運用）

第５条　基金に属する現金の保管及び運用は、次の各号に掲げるいずれかの金融商品により行うものとする。

（１）　次に掲げる金融機関の普通預金、定期預金又は譲渡性預金（以下「普通預金等」という。）

ア　指定金融機関

イ　収納代理金融機関

ウ　ゆうちょ銀行

エ　自己資本比率が国際基準の適用金融機関にあっては８パーセント以上、国内基準の適用金融機関にあっては４パーセント以上である金融機関

（２）　次に掲げる債券

ア　日本国債

イ　政府保証債

ウ　地方債

エ　地方公共団体金融機構債

オ　財投機関債

カ　地方公社債

キ　事業債

ク　金融債

2　前項第１号に掲げる普通預金等で保管及び運用を行う場合にあっては、利率、金融機関の経営状況、借入金の状況等を総合的に判断しなければならない。

3　金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、基金に属する現金の保管及び運用を行わないものとする。この場合において、当該金融機関に普通預金等があるときは、解約等の措置を講じるものとする。

（1）　第１項第１号エに掲げる自己資本比率の基準を下回った場合

（2）　他の金融機関と比較し、経営指標等の内容が著しく劣り、及び改善が見込めない場合

（3）　その他会計管理者が適当でないと認める場合

4　第１項第２号に掲げる債券で運用する場合は、満期償還期限まで運用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、解約又は売却することができる。

（1）　資金の安全性を確保するために必要な場合

（2）　資金の流動性を確保するために必要な場合

（3）　資金の効率性を向上させるために金融商品の入替えを行う場合

5　会計管理者は、債券を購入したときは、当該債券について債券管理台帳（別記様式）により管理しなければならない。

（一時借入金の管理）

第６条　一時借入金は、歳計現金として管理する。

附　則

この基準は、令和８年１月１日から実施する。

別記様式（第５条関係）
別記様式（第５条関係）

債 券 管 理 台 帳

債券の名称		
	種別	
	発行日	年　月　日
	購入日	年　月　日
購入価格		円
	額面価格　A	円
	購入価格　B	円
	償還差益	円
購入理由		
運用期間		年（　年　月　日～　年　月　日）
満期償還価格		円
利払日		年　月　日・年　月　日
利率（クーポン）		%
受取利息の合計額		円
利回り		%
債券の保護預かり先		
売却年月日		年　月　日
売却価格		円
売却差益、差損（△）		円
期中売却する場合の理由		

毎期償還額明細

年　月　日	借　方	貸　方	残　高	備　考
計				